

和泉市狭あい道路拡幅整備等に関する要綱

平成16年3月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備に関し必要な事項を定め、建築主等の理解と協力のもとに拡幅整備を図ることにより、住民の交通の安全性、防災性を高め、もって生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4メートル未満の道路のうち、次に掲げるものをいう。ただし、すでに後退用地等の拡幅及び整備がされているものは除く。
 - ア 市認定道路及び市管理道路で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路
 - イ 法第43条第2項第2号の規定による許可を必要とする敷地の前面にある市認定道路
 - ウ 2方向以上の道路に接する場合において、上記以外の市道で市長が拡幅整備を必要とする道路
- (2) 建築行為 建築物を建築し、又は擁壁（道路に近接したものに限る。）を築造する行為をいう。
- (3) 所有権等 後退用地等の所有権、借地権、地役権、抵当権等又はその当該部分についての使用、収益若しくは処分の権限をいう。
- (4) 所有権者 所有権等を有する者をいう。
- (5) 建築主 狭あい道路に接する土地に建築行為をしようとする者をいう。
- (6) 建築主等 建築主若しくは所有権者のいずれか又は両者をいう。
- (7) 後退用地 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの間にある土地をいう。ただし、法第42条第2項ただし書に定めるがけ地等に沿う場合は、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離4メートルの間に存する土地をいう。
- (8) 隅切り用地 和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）第7条の規定により角敷地（敷地の2方又は3方が道路に接し、その道路のいずれかが狭あい道路である敷地をいう。）の建築制限を受ける部分の土地をいう。
- (9) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (10) 拡幅 後退用地等内に存在する建築物（法第2条第1号に定める建築物をいい、これに附属する門又は塀を含む。）又は擁壁等に移設又は除去し、当該部分を一般の通行の用に供するために支障がない状態にすることをいう。
- (11) 整備 拡幅した後退用地等を舗装し、又は側溝を築造すること（整備に伴う公共汚水樹（市管理）の移設が必要となる場合は、これを含むことができる。ただし、建築主等の都合による樹の移設等は除く。）をいう。

(1 2) 寄附 建築主等が後退用地等を拡幅し、所有権等を市に無償譲渡することをいう。

(1 3) 無償使用承諾 建築主等が後退用地等を拡幅し、後退用地等に私的制限を受けることを受忍するとともに、市が一般の通行の用に供する道として無償で使用することを承諾することをいう。

(1 4) 自主管理 建築主等が後退用地等を拡幅し、自らで維持管理することをいう。
(適用の範囲と除外規定)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する敷地に建築行為を行う場合、法第6条第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請及び宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許可申請がなされるものについて適用する。ただし、次の各号に該当するものについては除く。

(1) 和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例(平成9年和泉市条例第8号)第5条に規定する行為

(2) 土地区画整理法(昭和25年法律第119号)に基づく土地区画整理事業

(3) 都市計画法(昭和42年法律第100号)第29条に基づく開発行為

(4) 国、地方公共団体又は独立行政法人、地方独立行政法人等の公共的団体が行う事業

(事前協議)

第4条 建築主は、前条に規定する申請を行う場合は、速やかに、狭あい道路拡幅整備事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、後退用地等についての管理方法及び拡幅・整備計画について市長と協議するものとする。

2 建築主は、前項の協議に際し、次の後退用地等の管理区分ごとに、当該各号に定める関係書類を市長に提出するものとする。

(1) 寄附の場合は、後退用地等寄附申出書(様式第2号)、寄附申込書(様式第3-1号)、登記承諾書(様式第3-2号)、登記原因証明情報(様式第3-3号)及び印鑑登録証明書

(2) 無償使用承諾の場合は、後退用地等無償使用承諾書(様式第4号)

(3) 自主管理の場合は、後退用地等自主管理申入書(様式第5号)

(測量及び登記手続)

第5条 市が、後退用地等を寄附により取得するときは、当該後退用地等の所有権の移転に係る登記手続については、原則として市長が行うものとする。

2 建築主等は、後退用地等を市に寄附する場合には、当該後退用地等に係る測量及び分筆を行うものとする。

(道路用地の整備)

第6条 市長は、寄附及び無償使用承諾を受けた後退用地等を周辺の路面状況に応じ、予算の範囲において整備し、維持管理するものとする。

2 自主管理を決定した後退用地等の初回の道路整備については、周辺の路面状況に応じ、予算の範囲において市長が行うものとする。

(建築主と所有権者が異なるとき)

第7条 建築主と所有権者が異なるときは、建築主は、所有権者に対し、この要綱について、協力を得られるよう努めるものとする。また、所有権者は、積極的に協力するよう努めるものとする。

附 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。(令和元年8月5日)
(適用の範囲の特例)
- 2 この要綱の令達の日から令和3年3月31日までの間、第3条中「法第6条第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請及び宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許可申請」とあるのは、「法第6条第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請、宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許可申請及び和泉市ブロック塀等撤去・改修工事補助金交付要綱第7条に規定する申請(建築主がこの要綱を適用しようとする場合に限る。)」とする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

後退用地等寄附申出書

和泉市長 あて

土地所有者

住 所

氏 名

連絡先

（土地所有者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

和泉市狭あい道路拡幅整備等に関する要綱第4条第1項に基づく協議により、次の後退用地等を和泉市に無償で寄附します。

1	寄附する土地の所在	和泉市	
2	前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 市認定道路	<input type="checkbox"/> 市管理道路
		<input type="checkbox"/> 法42条2項	<input type="checkbox"/> 法43条2項2号
3	後退用地	面積	m ²
	隅切り用地	面積	m ²

備 考

寄附申込書（様式第3-1号）、登記承諾書（様式第3-2号）、登記原因証明情報（様式第3-3号）及び印鑑登録証明書を後日提出してください。

捨印

年 月 日

寄 附 申 込 書

和泉市長 あて

住所
寄附申込者
氏名

実印

下記土地は私の所有のものです。今般市
します。

敷地として寄附

記

- | | | | |
|--------|---|---|----------------|
| 1. 和泉市 | 町 | 番 | m ² |
| 2. 和泉市 | 町 | 番 | m ² |
| 3. 和泉市 | 町 | 番 | m ² |

捨印

登記承諾書

1. 土地の表示 末尾記載のとおり

1. 登記原因及其の日付 年 月 日

公共用地として 寄附

1. 登記の目的 和泉市に所有権移転

上記について登記承諾します。

年 月 日

住所

氏名

実印

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

※ 日付、面積、地番及び住所番地は、多角漢数字を使用して記入してください。

捨印

登記原因証明情報

1. 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 和泉市長
義務者(乙) _____

(2) 不動産の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)

2. 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、____年__月__日、本件不動産を寄附した。
- (2) 甲は乙から、本件不動産を受領した。
- (3) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日 大阪法務局泉出張所

上記登記原因のとおり相違ありません。

権利者 和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市長

公印

義務者(寄附申込者)

住所

氏名

実印

後退用地等無償使用承諾書

和泉市長 あて

建築主

住 所

氏 名

連絡先

（建築主が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

土地所有者

住 所

氏 名

連絡先

（土地所有者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

和泉市狭あい道路拡幅整備等に関する要綱第4条第1項に基づく協議により、次の後退用地等を和泉市が無償で使用（以下「道路管理指定区域」という。）することを承諾します。

なお、道路管理指定区域においては、市認定又は市管理のいかんに関わらず道路法（昭和27年法律第180号）第4条の私権の制限を受けることを受忍します。

また、当該土地を第三者に権利移転したときは、和泉市の無償使用权を継承します。

1	無償使用承諾する土地の所在	和泉市
2	接する道路の種別	<input type="checkbox"/> 市認定道路 <input type="checkbox"/> 市管理道路
		<input type="checkbox"/> 法42条2項 <input type="checkbox"/> 法43条2項2号
3	後退用地	面積 m ²
	隅切り用地	面積 m ²

備 考

土地に係る他の権利者がある場合は、別途、当該土地権利者等の承諾書も必要となります。

後退用地等自主管理申入書

和泉市長 あて

建築主

住 所

氏 名

連絡先

(建築主が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

土地所有者

住 所

氏 名

連絡先

(土地所有者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

和泉市狭あい道路拡幅整備等に関する要綱第4条第1項に基づく協議により、次の後退用地等を建築主等において拡幅し、自主管理することを申し出ます。

なお、後退用地等については、当該土地に存在する建築物（建築基準法第2条第1号に定める建築物をいう。）その他一切の物を移設又は除去し、当該部分を一般の通行の用に供するために支障のない状態で良好に管理します。

1	自主管理する土地の所在	和泉市
2	接する道路の種別	<input type="checkbox"/> 市認定道路 <input type="checkbox"/> 市管理道路
		<input type="checkbox"/> 法42条2項 <input type="checkbox"/> 法43条2項2号
3	後退用地	面積 m ²
	隅切り用地	面積 m ²